

答 申 第 2 9 号
平成 3 1 年 3 月 2 9 日

高崎市監査委員 様

高崎市情報公開審査会
会長 阿部 圭司

高崎市情報公開条例第 1 9 条第 1 項の規定に基づく諮問について（答申）

平成 3 0 年 3 月 7 日付けで諮問のありました下記審査請求について、別紙のとおり答申します。

記

諮問番号：諮問第 3 3 号

平成 2 9 年 9 月 2 8 日付け（第 1 8 1 - 3 号）「行政文書不存在通知」に係る審査請求

別紙

諮問番号：諮問第33号

答申番号：答申第29号

答 申 書

第1 審査会の結論

高崎市監査委員が行った決定は妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 行政文書公開請求

審査請求人（以下「請求人」という。）は、高崎市情報公開条例（平成14年高崎市条例第42号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、高崎市監査委員（以下「実施機関」という。）に対し、平成29年9月15日付けで「第70-1号 栄養計画書の利用者同意署名欄を偽造した●●を告発しない理由が分かる情報」という内容の行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、平成29年9月28日に、本件請求に係る行政文書（以下「本件行政文書」という。）について、行政文書不存在通知（以下「本件処分」という。）を行い、不存在の理由を次のとおり付して請求人に通知した。

（不存在の理由）

請求内容が分かる行政文書を作成及び取得していないため、不存在。

3 審査請求

請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき、本件処分を不服として、実施機関に対し平成29年11月15日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 弁明書の送付

実施機関は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の規定に基づき、平成29年12月28日付けで弁明書を請求人に送付した。

5 諮問

実施機関は、条例第19条第1項の規定に基づき、高崎市情報公開審査会（以

下「審査会」という。) に対し、平成30年3月7日付けで本件審査請求事案の諮問を行った。

6 意見書の提出

請求人は、条例第24条第1項の規定に基づき、審査会に対し、平成30年3月30日付けで意見書を提出した。

第3 争点

本件行政文書を不存在とした実施機関の決定は妥当であるか。

第4 争点に対する当事者の主張

1 請求人の主張要旨

請求人は、審査請求書及び意見書において、おおむね次のように主張している。

実施機関が自ら作成した「高崎市職員措置請求に係る監査の結果について(通知)」に記載のとおり、「監査委員が、当該署名を確認したが、偽造した署名であるかどうかを判断することは困難であり、判断がつかなかった。」から告発をしなかったのであり、「介護報酬の返還及び加算金の請求対象となる『偽りその他不正の行為』とまではいいきれない。」と判断しているから告発をしなかったのである。また「請求人から、●●の指定取消、ケアマネージャーの登録消除、栄養士免許の剥奪、私文書偽造の被害届の提出を、高崎市に勧告するよう求める発言があったが、いずれも住民監査請求の対象外である。」と記載していることから、「栄養計画書の利用者同意署名欄を偽造した●●を告発しない理由」がうかがえる。したがって、本件行政文書は「高崎市職員措置請求に係る監査の結果について(通知)」として、歴然と存在している。

2 実施機関の主張要旨

実施機関は、弁明書及び平成30年3月29日及び同年12月20日の当審査会における説明において、おおむね次のように主張している。

- (1) 第70-1号は、請求人が平成28年4月11日付けで提出した住民監査請求(以下「本件住民監査請求」という。)に関し、実施機関が作成し、請求人にあて送付した「高崎市職員措置請求に係る監査の結果について(通知)」である。

本件住民監査請求は、請求人の母が介護老人保健施設等へ入所した際、介護保険法で定める施設サービス計画等を作成する時期が遅れ施設サービス計画等がない状態でサービスを提供された期間が存在し、又は作成されず、作成しても入所者への文書による同意及びその交付をせずにサービスを提供したに

も関わらず、当該入所施設が高崎市から施設介護サービス費等の支払いを受けたことは、介護保険法が定める「偽りその他不正の行為」により支払いを受けたものであるから、高崎市は当該施設に対し介護報酬の返還と加算金の徴収を請求すべきところ、これを怠っているとして、高崎市に対して当該入所施設へ介護報酬の返還と加算金の徴収を請求することを求めたものである。

請求人は、本件住民監査請求において、栄養マネジメント加算に係る栄養ケア計画書の利用者家族同意署名欄に記載された請求人の署名について、請求人本人が署名したのではなく偽造されたものだと主張している。

- (2) 本件請求においても請求人は、「栄養計画書の利用者同意署名欄を偽造した」と記載しているが、「第70-1号」において、実施機関はその内容が事実であるとは判断をしていない。

「栄養計画書の利用者同意署名欄を偽造した」という前提条件を認めていない以上、そうした前提の人物を告発しない理由を記載した行政文書は、存在し得ない。

- (3) 請求人は、「第70-1号」が本件行政文書に当たるとしているが、請求人の主張のとおり「第70-1号」を本件行政文書として公開した場合には、「栄養計画書の利用者同意署名欄を偽造した」という請求人の前提を認めることになると考えられる。

前述のとおり「第70-1号」において実施機関は、「栄養計画書の利用者同意署名欄を偽造した」という前提条件を認めていないため、当該文書は本件行政文書には当たらない。

よって、本件行政文書は存在せず、不存在と決定したものである。

第5 審査会の判断

1 争点

「行政文書を保有していない」という類型には、①そもそも作成又は取得していない、②作成又は取得したが保存期間満了により廃棄済み、③公開請求の対象となる「行政文書」ではないという3つの場合があるが、実施機関は①の作成も取得もしていないと主張しているので、本件行政文書が、実施機関における事務処理において、作成し又は取得されたか否かを検討する。

- (1) 本件行政文書について

ア 「高崎市職員措置請求に係る監査の結果について（通知）」について

請求人は、当該文書の記載から「栄養計画書の利用者同意署名欄を偽造した●●を告発しない理由」がうかがえると主張するが、当該文書は、請求人の母が入所した施設では法令等に定められた事務手続に適正を欠く取り扱いが見られるものの、入所者には必要なサービスが提供されていたものと判断され、その提供したサービスに対して高崎市から施設介護サービス費等の

介護報酬の支払いを受けたことは、介護報酬の架空請求等の不正事件とは異質なものであり、介護報酬の返還及び加算金の徴収の対象となる「偽りその他不正の行為」とまでは言い切れず、請求に理由はないとして本件住民監査請求を棄却するとした監査の結果を通知したものである。当該文書において実施機関は、請求人が主張する署名の偽造については、認否を判断していない。

よって、栄養ケア計画書の利用者同意署名欄は偽造されたものであるという前提に立っていない「高崎市職員措置請求に係る監査の結果について（通知）」は、本件行政文書には当たらない。

イ 「栄養計画書の利用者同意署名欄を偽造した」という前提条件を認めていない以上、そうした前提の人物を告発しない理由を記載した行政文書も存在し得ないという実施機関の説明に特段の不自然な点は認められない。

(2) 審査会の調査について

審査会は、実施機関に対して、条例第22条第4項に基づく調査を実施し、監査委員事務局において、本件行政文書の保有の有無を確認した。また、請求人が「調査の際に、実施機関に資料を提出している。」と主張していることから、当該資料についても確認したが、本件行政文書として特定すべき行政文書の存在は確認できなかった。

(3) したがって、本件行政文書を不存在とした実施機関の主張に特段の不自然な点は認められない。

2 結論

以上のことから、本件決定について、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、請求人の実施機関及び当審査会に対するその他の主張は、本答申の判断を左右するものではない。

審査会の経緯（行政文書公開請求）

年 月 日	審 理 経 過 等
平成30年 3月 7日	諮問
平成30年 3月29日	調査、審議
平成30年 3月30日	請求人から意見書を受領
平成30年 8月 8日 平成30年12月20日	調査、審議
平成31年 2月21日	答申調整
平成31年 3月29日	答申

高崎市情報公開審査会委員

会 長	阿部 圭司
副会長	田島 義康
委 員	有賀 長規
委 員	竹内 健
委 員	越澤 恭行